

平成24年 11月 15日

各位

那須信用組合

## 金融円滑化法に規定する説明書類の開示について

那須信用組合（理事長 熊谷 勝美）は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下法という）第7条第1項に規定する説明書類を、下記の項目について別紙のとおり開示いたします。

### — 記 —

- 第1 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（以下府令という）第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要
- 第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要
- 第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要
- 第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要
- 第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1、別表2）
- 第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表4、別表5）

詳細は別添のとおりです。

以上

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律

第7条第1項に規定する説明書類

第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当組合は、お客様一人ひとりの顔が見える対話を一番大切に、最も身近な頼れる相談相手として、お客様の悩みを一緒に考え問題の解決に努めてまいります。

組合員や地域社会の期待・信頼に応え、適切な情報開示を行うとともに以下の管理態勢で全役職員が一体となって金融の円滑化に取り組んでまいります。

今般、施行されました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の趣旨を踏まえ、本部には金融円滑化管理統括部署（融資部）に金融円滑化管理責任者を配置するとともに、営業店にも金融円滑化管理担当者（部店長）を配置するなどの体制を強化いたしました。

併せて、当組合の金融円滑化に関する姿勢をお客様にご理解いただくために、金融円滑化に関する基本方針を策定いたしました。この方針を役職員一同が遵守することによって、さらなる金融の円滑化ならびに地域経済の活性化に努めてまいります。

〔ご返済条件の変更などのお申込みに対する対応の基本方針〕

- I. お客様からご返済条件の変更などのお申込みを受けた場合、ご要望を真摯にお伺いし、ご返済の負担軽減に向けて、お客様の立場に立って出来る限り柔軟に対応するよう努めてまいります。
- II. お客様からご返済条件の変更などの相談を受けた場合、迅速かつ誠実な対応に努めるとともにお客様との取引関係や経験、資産状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。  
また、お客様のライフサイクルに合わせた各種金融サービスの情報提供に努めてまいります。

〔お客様が中小企業者である場合〕

- ・お客様からのご融資のお申込みなどの対応において、お客様の特性や事業の状況を勘案して、できる限り柔軟におこなうよう努めます。
- ・お客様からご返済条件の変更などのお申込みを受けた場合、事業についての改善又は再生の可能性その他の状況を勘案し出来る限り債務の弁済負担を軽減するために必要な措置をとるよう努めてまいります。
- ・お客様が当組合以外の金融機関からお借入がある場合には、お客様の同意のもと

に守秘義務に留意しつつ、当該する他の金融機関政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、企業再生支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等の中で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行い緊密な連携関係に努めてまいります。

- ・お取引頂いている企業様に対して経営相談、経営指導及び経営改善に向けた取り組みへの支援については、コミュニケーションを図りながら、財務内容の改善や経営再建計画の策定などを支援してまいります。さらに、その経営再建計画の進捗状況を適切に検証・管理するとともに、必要に応じて改善に向けた見直しなど、お客様に対するコンサルティング機能を発揮し、経営の改善、事業再生などの支援をしてまいります。

〔お客様が住宅ローンをご利用されている場合〕

- ・お客様からご返済条件の変更などの申込みがあった場合には、お客様の将来にわたり無理のない返済に向けて、お客様の財産および収入の状況を十分に勘案しつつ、出来る限り返済軽減するためきめ細かく相談に応じてまいります。
- ・お客様が住宅金融支援機構、または、当組合以外の金融機関からお借り入れがある場合、お客様の同意をもとに守秘義務に留意しつつ、当該金融機関と連携し、お借入れの返済軽減をおこなうよう努めてまいります。

〔金融円滑化に関する基本方針の周知について〕

- ・この金融円滑化に関する基本方針は、金融円滑化管理責任者ならびに金融円滑化推進対策担当責任者を通じて全役職員に周知するとともに、必要に応じて適宜に方針の見直しや態勢の整備をおこなってまいります。

## 第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

〔返済条件の変更などの対応状況を適切に把握・管理する体制の概要〕

- ・営業店でお受けしたご返済条件の変更などのお申込みは、営業店金融円滑化管理担当者（部店長）が、相談等管理簿に内容を記録し本部融資部に報告します。
- ・本部金融円滑化管理統括部署（融資部）は、営業店でお受けしたお申込みの対応状況などを、適切に把握・管理し、必要に応じて改善などの指導をおこなってまいります。

- ・常勤理事会は、金融円滑化に係る対応状況などの報告を受け必要に応じて改善などの指示をおこなってまいります。

〔体制の概要〕

- ・別紙「金融円滑化に関する体制の概要」のとおりです。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

〔苦情・相談などの対応の概要〕

- ・ご返済の条件変更などに関する苦情相談などは、営業店に配置しております金融円滑化管理担当者などが対応してまいります。また、本部には金融円滑化管理統括部署（融資部）を設置しており、直接、苦情相談などに対応してまいります。なお、苦情相談などの内容につきましては、記録し、保存してまいります。

本部（融資部）金融円滑化苦情相談窓口：0287-36-1230

（受付時間9：00～17：00 組合休業日は除きます。）

- ・お受けした苦情・相談の内容は、これを統括しております担当部署より、常勤理事会が報告を受け、必要に応じて改善指示をおこなう体制となっております。

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

〔中小企業者の事業改善、再生に向けた体制の概要〕

- ・営業店では、金融円滑化管理担当者などが中心となって、中小企業者のお客様の事業改善、再生の支援を適切におこなうため、お客様と十分なコミュニケーションを図りながら経営改善計画の策定、実践などの支援をおこなってまいります。
- ・営業店および本部（融資部）は、必要に応じて中小企業再生支援協議会、企業再生支援機構、事業再生ADR 解決事業者、政府系金融機関などの外部機関との連携に努め、中小企業者のお客様の再生に取り組んでまいります。
- ・事業改善・再生の支援をおこなうための本部組織「融資部」が中心となって、支援などに関する営業店の指導強化を図るとともに、必要に応じて直接お客様と面談して、事業改善・再生に向けた支援をおこなってまいります。

- ・融資部は、お客様の事業価値を適切に見極めるための能力の向上に向けて、人材の育成に努めてまいります。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1、別表2）

- ・詳細は別添のとおり。

第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表3、別表4）

- ・詳細は別添のとおり。

以上

## 第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1、別表2)

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額、及び件数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：百万円)

〔債務者が中小企業者である場合〕	平成24年6月末		平成24年9月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付の条件変更等の申し込みを受けた貸付債権の件数、金額	1,324	17,586	1,433	19,072
うち、実行に係る貸付債権	1,269	16,648	1,375	18,087
うち、謝絶に係る貸付債権	28	519	28	519
うち、審査中にかかる貸付債権	3	82	4	127
うち、取り下げに係る貸付債権	24	335	26	337

## 第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表3、別表4)

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額、及び件数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：百万円)

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕	平成24年6月末		平成24年9月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付の条件変更等の申し込みを受けた貸付債権の件数、金額	45	719	51	803
うち、実行に係る貸付債権	39	666	45	750
うち、謝絶に係る貸付債権	5	28	5	28
うち、審査中にかかる貸付債権	1	23	0	0
うち、取り下げに係る貸付債権	0	0	1	23

以上

### 金融円滑化管理態勢に係る組織体制図（イメージ）

